



2024年3月26日

各位

会社名 ウェルビー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大田 誠  
(コード: 6556 東証プライム市場)  
問合先 管理本部経理財務部長 阿達 武信  
(TEL. 03-6268-9542)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年5月下旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年4月10日（水）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記載された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| (1) 基準日  | 2024年4月10日（水）            |
| (2) 公告日  | 2024年3月26日（火）            |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。） |

<https://corporate.welbe.co.jp/ir/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が2024年2月8日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、PTCJ-5 ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び2022年5月25日付の取締役会決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、公開買付者が当社株式（但し、当社が所有する自己株式、並びに、当社の代表取締役社長である大田誠氏（以下「大田氏」といいます。）が所有する当社株式のうち、公開買付者及び大田氏との間で本公開買付けに応募しないことが合意されている当社株式（以下「不応募合意株式」といいます。）を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、公開買付者は、大田氏との間で、大田氏が、不応募合意株式について、上記各議案に賛成の議決権行使を行うことを

合意しているとのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上